各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局長(公印省略)

新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の実施について

標記については、「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」(平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知の別紙(以下「実施要綱」という。)により実施していただいているところです。今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年2月25日から令和2年3月31日までの期間に限り適用することとしましたので、通知いたします。

また、別紙の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等への周知をお願いします。

新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱 一部改正新旧対照表(改正箇所のみ抜粋)

(下線部分は改正箇所)

改正後

(別紙)

新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱

第1. 事業目的

平成 25 年6月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、国は都道府 県に対し、新型インフルエンザ等発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての 計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。

また、新型コロナウイルス感染症についても、国は都道府県に対し、必要に応じて適切な医療の提供を確保するよう依頼しているところである。

これに基づき都道府県が確保した、新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関(以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。)において、新型インフルエンザ等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

第2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型インフルエンザ等が発生した際、患者への医療を提供することとしている新型インフルエンザ等患者入院医療機関とする。

第3. 整備対象施設及び設備

(1) 施設

新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮 した病床整備をすること。

(2) 設備

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

才 (略)

カ 体外式膜型人工肺

第4. 事業の実施方法

(1) 新型インフルエンザ等発生時において、その感染が原因となり、新型インフルエンザ等 患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療 資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。

<u>なお、新型コロナウイルス感染症については、都道府県が必要と認めた範囲内で整備す</u>るものとする。

(別紙)

新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱

現行

第1. 事業目的

平成 25 年6月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、国は都道府県に対し、新型インフルエンザ等発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。

これに基づき都道府県が確保した、新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関(以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。)において、新型インフルエンザ等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

第2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型インフルエンザ等が発生した際、患者への医療 を提供することとしている新型インフルエンザ等患者入院医療機関とする。

第3. 整備対象施設及び設備

(1) 施設

新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮 した病床整備をすること。

(2) 設備

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

工 (略)

才 (略)

(新設)

第4. 事業の実施方法

(1) 新型インフルエンザ等発生時において、その感染が原因となり、新型インフルエンザ等 患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療 資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。

での間において、保守点検を行うこと。 また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型 ルエンザ等発生時には、患者に対し即時使用できるよう、 新型インフルエンザ等患 医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な できるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。	者入院
(3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。 また、個人防護具の整備にあたっては、新型インフルエンザ等患者入院医療機関 て適切に管理すること。 (4) (略)	におい
(5) 都道府県においては、新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエ 患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整える 示を与えること。	
第5. (略)	
第6. (略)	
(別添)	
個人防護具に関する規格参考例	
マスク (略)	
ゴーグル (略)	
ガウン (略)	
グローブ (略)	
キャップ (略)	
フェイスシールド (略)	

(2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置、簡易ベッド<u>及び体外式膜型人工肺(新型コロナウイルス感</u> (2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置<u>及び</u>簡易ベッドの整備については、新型インフルエンザ等発 染症患者に対し使用する場合に限る。)の整備については、新型インフルエンザ等発生ま 生までの間において、保守点検を行うこと。

また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型インフルエンザ等発生時には、患者に対し即時使用できるよう、 新型インフルエンザ等患者入院 医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な使用ができるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。

(3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。

また、個人防護具の整備にあたっては、新型インフルエンザ等患者入院医療機関において適切に管理すること。

- (4) (略)
- (5) 都道府県においては、新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザ等 患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指 示を与えること。

第5. (略)

第6. (略)

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク (略)

ゴーグル (略)

ガウン (略)

グローブ (略)

キャップ (略)

フェイスシールド (略)

(別紙)

新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱

第1. 事業目的

平成25年6月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、国は都道府県に対し、新型インフルエンザ等発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。

また、新型コロナウイルス感染症についても、国は都道府県に対し、必要に応じて適切な医療の提供を確保するよう依頼しているところである。

これに基づき都道府県が確保した、新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関(以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。)において、新型インフルエンザ等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

第2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型インフルエンザ等が発生した際、患者への医療を提供することとしている新型インフルエンザ等患者入院医療機関とする。

第3. 整備対象施設及び設備

(1) 施 設

新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。

(2) 設備

ア 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び 備品購入費

イ 人工呼吸器及び付帯する備品

- ウ 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- 工 簡易陰圧装置
- オ 簡易ベッド
- カ 体外式膜型人工肺

第4. 事業の実施方法

(1) 新型インフルエンザ等発生時において、その感染が原因となり、新型インフルエンザ等患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症については、都道府県が必要と認めた範囲内で 整備するものとする。

(2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置、簡易ベッド及び体外式膜型人工肺(新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場合に限る。)の整備については、新型インフルエンザ等発生までの間において、保守点検を行うこと。

また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型インフルエンザ等発生時には、患者に対し即時使用できるよう、新型インフルエンザ等患者入院医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な使用ができるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。

(3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。

また、個人防護具の整備にあたっては、新型インフルエンザ等患者入院医療機関において適切に管理すること。

- (4) 事業実施にあたっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について 事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。
- (5) 都道府県においては、新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザ等患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指示を与えること。

第5. 経費の負担

当該事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第6. その他

この要綱に定めのないものについては、健康局結核感染症課と協議するものとする。

個人防護具に関する規格参考例

マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH (米国労働安全衛生研究所) 規格N95、 または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

顔面とマスクのフイットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひで で首周りと後頭部を押さえる構造である。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。

- ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製で ある。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能で ある。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。
- ガウン 耐水性のある不織布素材である。 長袖で体の全面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。 業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。
- グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。 手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。
- キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。 マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。 不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。